

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成23年度第一導水路及び第一揚水機場の共同工事(房総導水路) (千葉県香取市大字佐原口～大字佐原木地先) 平成23年4月1日～平成23年10月24日 土木一式工事	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	農林水産省関東農政局 (埼玉県さいたま市中央区)	関東農政局長との間で締結された「国営両総地区土地改良財産と水資源開発施設(房総導水路)との共有物件のうち第一導水路及び第一揚水機場の共同工事に関する協定書(以下協定書)」に基づき実施される共同工事について、平成23年度分の負担金の相応する部分の施行を委託するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)	142,587,967	142,587,967	100.0%	—	関東農政局長との間で締結された「国営両総地区土地改良財産と水資源開発施設(房総導水路)との共有物件のうち第一導水路及び第一揚水機場の共同工事に関する協定書(以下協定書)」に基づき実施される共同工事について、平成23年度分の負担金の相応する部分の施行を委託するものである。	1	
平成23年度豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務 (愛知県豊橋市小島町) 平成23年4月1日～平成24年3月31日 土木一式工事	契約職 中部支社長 曾我 美一 (愛知県名古屋市中区)	平成23年4月1日	愛知県 (愛知県名古屋市中区)	愛知県との間で締結した「豊川用水二期石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき関連事業主体である愛知県に委託して施行する。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)	810,000,000	810,000,000	100.0%	—	愛知県との間で締結した「豊川用水二期石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき関連事業主体である愛知県に委託して施行する。	4	
平成23年度豊川用水二期事業支線水路工事等業務 (愛知県田原市大久保町) 平成23年4月1日～平成24年3月31日 土木一式工事	契約職 中部支社長 曾我 美一 (愛知県名古屋市中区)	平成23年4月1日	愛知県 (愛知県名古屋市中区)	県営農業農村整備事業等関連事業が計画・実施されている地域においては、事業計画の調整、計画・基準の整合、工事の施工調整等が必要なこと、また、過去に、県営事業が実施された地域においては、計画・基準・施行等に関する内容を理解し、更に地元調整に時間を費やした地域について、地元調整等過去の経緯を把握できるよう、関連した事業主体が施行を行うことが望ましい。愛知県は、県内に7カ所の出先事務所を設けて県営農業農村整備事業等関連事業を実施している。豊川用水のある東三河地域を管轄する東三河農林水産事務所は、40年以上にわたり当該地域の県営農業農村整備事業等関連事業の事業主体として実施している。これらにより、円滑な地元調整、工事期間の短縮等による事業効果の早期実現が可能となることから、愛知県に委託施行する。(工事請負契約事務処理要領第5条第2項第一号)	88,000,000	88,000,000	100.0%	—	県営農業農村整備事業等関連事業が計画・実施されている地域においては、事業計画の調整、計画・基準の整合、工事の施工調整等が必要なこと、また、過去に、県営事業が実施された地域においては、計画・基準・施行等に関する内容を理解し、更に地元調整に時間を費やした地域について、地元調整等過去の経緯を把握できるよう、関連した事業主体が施行を行うことが望ましい。愛知県は、県内に7カ所の出先事務所を設けて県営農業農村整備事業等関連事業を実施している。豊川用水のある東三河地域を管轄する東三河農林水産事務所は、40年以上にわたり当該地域の県営農業農村整備事業等関連事業の事業主体として実施している。これらにより、円滑な地元調整、工事期間の短縮等による事業効果の早期実現が可能となることから、愛知県に委託施行する。	4	
豊川総合用水地区設計施工支援業務 (愛知県豊橋市他4市) 平成23年4月2日～平成24年3月23日 設計業務	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	豊川総合用水土地改良区 (愛知県豊橋市今橋町)	豊川用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を豊川総合用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、同改良区が当該業務を実施できる唯一の団体である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	61,057,500	61,057,500	100.0%	—	豊川用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を豊川総合用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、同改良区が当該業務を実施できる唯一の団体である。	12	

平成23年度桑原川水位維持施設操作等業務 (岐阜県羽島市桑原町小藪字中道2309-2) 平成23年4月1日～平成24年3月31日 現場技術業務	分任契約職 長良川河口堰管理 所長 村尾 浩太 (三重県 桑名市長島町)	平成23年4月1日	岐阜県羽島市 (岐阜県羽島市竹鼻町)	本業務は、「長良川河口堰に関する施設管理 規程」第22条第1項に「桑原川水位維持施設 の操作等の業務の委託に関する協定書」 を締結していることにより岐阜県羽島市に委 託しているものである。(工事請負契約の事 務処理要領第5条第4項第一号)	9,639,000	9,639,000	100.0%	—	本業務は、「長良川河口堰に関する施設 管理規程」第22条第1項に「桑原川 水位維持施設の操作等の業務の委託 に関する協定書」を締結していること により岐阜県羽島市に委託しているもの である。	4	
高須輪中浸透水監視等業務 (岐阜県海津市海津町地内) 平成23年4月1日～平成24年3月31日 地質・土質調査	分任契約職 長良川河口堰管理 所長 村尾 浩太 (三重県 桑名市長島町)	平成23年4月1日	高須輪中土地改良区 (岐阜県海津市海津町)	岐阜県及び高須輪中土地改良区連合と水 資源公団(現水資源機構)の間に締結した 「高須輪中地域の排水対策工事に関する協 定」に基づき、施工された浸透水対策の機 能確認として、状況把握を行うとともに地元 関係機関の調整等諸手続きを行うものでは ある。当該法人は、当該地区の土地を農地と して利用し状況を日々観測しており、その利 用状況を過去からの経緯を含めて詳細に把 握していることから本業務を効率的かつ速 やかに実施できる唯一の法人であり委託す るものである。(工事請負契約の事務処理要 領第5条第4項第一号)	3,087,000	3,087,000	100.0%	—	岐阜県及び高須輪中土地改良区連合 と水資源公団(現水資源機構)の間に 締結した「高須輪中地域の排水対策工 事に関する協定」に基づき、施工された 浸透水対策の機能確認として、状況把 握を行うとともに地元関係機関の調整 等諸手続きを行うものである。当該法 人は、当該地区の土地を農地として利 用し状況を日々観測しており、その利 用状況を過去からの経緯を含めて詳細 に把握していることから本業務を効率 的かつ速やかに実施できる唯一の法 人であり委託するものである。	12	
琵琶湖赤潮・生物調査 (滋賀県大津市(琵琶湖流域)) 平成23年4月1日～平成24年3月31日 環境調査	分任契約職 琵琶湖開発総合 管理所長 佐々木 弘二 (滋 賀県大津市堅田)	平成23年4月1日	国土交通省近畿地方整備 局 (大阪府大阪市中央区)	平成4年3月31日付け「瀬田川洗堰の改 築により生じた施設の管理業務の委託に関 する協定書」等により受委託契約を締結し ている。昭和48年から、水資源機構と国土 交通省で共同で実施しており、水資源機構 では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の 把握および水道取水の近辺の水質状況の把 握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行う ため、琵琶湖の水質モニタリングを実施し ている。本調査は、琵琶湖全域の水質の状 況をふまえた上で実施する必要がある。以 上のことから、水資源機構分担分につい ては国土交通省に委託することにより、 琵琶湖全域の調査の精度を確保すること ができる。これらのことから、国土交通 省は本調査を確実に履行できる唯一の組 織である。(工事請負契約の事務処理要 領第5条第2項第一号)	34,617,135	34,617,135	100.0%	—	平成4年3月31日付け「瀬田川洗堰 の改築により生じた施設の管理業務の 委託に関する協定書」等により受委託 契約を締結している。昭和48年から、 水資源機構と国土交通省で共同で実 施しており、水資源機構では、湖岸堤 など構造物沿岸の水質状況の把握お よび水道取水の近辺の水質状況の把 握など、琵琶湖開発事業の事後評価を 行うため、琵琶湖の水質モニタリング を実施している。本調査は、琵琶湖全 域の水質の状況をふまえた上で実施す る必要がある。以上のことから、水資 源機構分担分については国土交通省に 委託することにより、琵琶湖全域の調 査の精度を確保することができ、その 調査結果をもつて的確に評価すること ができる。これらのことから、国土交通 省は本調査を確実に履行できる唯一 の組織である。	1	
琵琶湖水質調査 (滋賀県大津市(琵琶湖流域)) 平成23年4月1日～平成24年3月31日 水質調査	分任契約職 琵琶湖開発総合 管理所長 佐々木 弘二 (滋 賀県大津市堅田)	平成23年4月1日	国土交通省近畿地方整備 局 (大阪府大阪市中央区)	平成4年3月31日付け「瀬田川洗堰の改 築により生じた施設の管理業務の委託に関 する協定書」に基づき受委託契約を締結 している。、昭和48年から、水資源機構 と国土交通省で共同で実施している。水 資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の 水質状況の把握および水道取水の近辺の 水質状況の把握など、琵琶湖開発事業 の事後評価を行うため、琵琶湖の水質 モニタリングを実施している。本調査は、 琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上 で実施する必要がある。以上のことか ら、水資源機構分担分については国土 交通省に委託することにより、琵琶湖 全域の調査の精度を確保することができ 、その調査結果をもつて的確に評価す ることができる。これらのことから、 国土交通省は本調査を確実に履行でき る唯一の組織である。(工事請負契約 の事務処理要領第5条第2項第一号)	34,152,300	34,152,300	100.0%	—	平成4年3月31日付け「瀬田川洗堰 の改築により生じた施設の管理業務の 委託に関する協定書」に基づき受委託 契約を締結している。、昭和48年から、 水資源機構と国土交通省で共同で実 施している。水資源機構では、湖岸堤 など構造物沿岸の水質状況の把握お よび水道取水の近辺の水質状況の把 握など、琵琶湖開発事業の事後評価を 行うため、琵琶湖の水質モニタリング を実施している。本調査は、琵琶湖全 域の水質の状況をふまえた上で実施す る必要がある。以上のことから、水資 源機構分担分については国土交通省に 委託することにより、琵琶湖全域の調 査の精度を確保することができ、その 調査結果をもつて的確に評価すること ができる。これらのことから、国土交通 省は本調査を確実に履行できる唯一 の組織である。	1	

平成23年度霞ヶ浦開発に関する施設の管理業務	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区新都心)	機構法第16条に基づき関係都県知事及び関係利水者との協議を経、主務大臣の認可を得て作成した「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」に基づき、常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	402,018,000	—	—	機構法第16条に基づき関係都県知事及び関係利水者との協議を経、主務大臣の認可を得て作成した「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」に基づき、常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託するものである。	1	
平成23年度利根川ダム統合管理業務	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区新都心)	国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、利根川上流ダム群の統合的な管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	194,204,000	—	—	国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、利根川上流ダム群の統合的な管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。	1	
平成23年度利根川ダム放流警報施設の維持等	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区新都心)	国土交通省関東地方整備局長と水資源機構理事長が締結した「利根川ダム放流警報施設の維持等に関する協定書」に基づき、水資源機構と国土交通省の「共有施設」である矢木沢、奈良保、藤原、相俣、園原ダムからの放流に伴う放流警報及びダム放流情報伝達装置の維持等を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものである。「共有施設」の維持等については、一元的に行うことが効率的・合理的であり、施設が存在する下流河川区間を管理する国土交通省関東地方整備局長に委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	103,304,000	—	—	国土交通省関東地方整備局長と水資源機構理事長が締結した「利根川ダム放流警報施設の維持等に関する協定書」に基づき、水資源機構と国土交通省の「共有施設」である矢木沢、奈良保、藤原、相俣、園原ダムからの放流に伴う放流警報及びダム放流情報伝達装置の維持等を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものである。「共有施設」の維持等については、一元的に行うことが効率的・合理的であり、施設が存在する下流河川区間を管理する国土交通省関東地方整備局長に委託しているものである。	1	
平成23年度荒川ダム統合管理業務	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区新都心)	国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「荒川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、荒川水系ダム群の統合的な管理に必要な荒川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	9,874,500	—	—	国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「荒川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、荒川水系ダム群の統合的な管理に必要な荒川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。	1	

工事・業務実績情報提供業務	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	(財)日本建設情報総合センター (東京都港区赤坂)	本業務は、入札・契約手続きの透明性・客観性・競争性をより一層確保するために、データベース化された受注業者の工事・業務実績、技術者に係る情報のデータ提供をうけるものである。本業務の契約の相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の者で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ、参加の応募者はいなかった。よって、当該業者と契約を締結するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,885,019	—	—	本業務は、入札・契約手続きの透明性・客観性・競争性をより一層確保するために、データベース化された受注業者の工事・業務実績、技術者に係る情報のデータ提供をうけるものである。本業務の契約の相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の者で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ、参加の応募者はいなかった。よって、当該業者と契約を締結するものである。	12	
平成23年度広報誌「水とともに」(4月～6月号)編集・印刷等業務	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月27日	(株)正文社印刷所 (広島県福山市三吉町南)	本業務は、ユーザーや国民を対象に水資源の重要性を広く訴えていくために広報誌「水とともに」を毎月1回編集・印刷するものである。本業務は、もともと23年度の1年分について実施する予定であったが、応札者が無く不調となったもので、再度一般競争の入札手続きを行うまでの4月～6月の3ヶ月間について、平成22年度の受注者である当該業者と契約を締結するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)	—	1,656,900	—	—	本業務は、ユーザーや国民を対象に水資源の重要性を広く訴えていくために広報誌「水とともに」を毎月1回編集・印刷するものである。本業務は、もともと23年度の1年分について実施する予定であったが、応札者が無く不調となったもので、再度一般競争の入札手続きを行うまでの4月～6月の3ヶ月間について、平成22年度の受注者である当該業者と契約を締結するものである。	16	
営繕積算システムRIBICの賃貸借	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 (東京都港区西新橋)	本業務は、建築工事積算業務の合理化・省力化を目的として「営繕積算システムRIBIC」の賃貸借を行うものである。「営繕積算システムRIBIC」は、各府省庁統一基準である「公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)」に基づく積算システムであり、公共建築工事の積算において業務の合理化・効率化の性能を有する唯一の積算システムである。当該法人は「営繕積算システムRIBIC」を開発し著作権・所有権を有しており、システムの賃貸借及びサポートを唯一行っている。以上から、当該法人は本業務を履行できる唯一の機関であり、随意契約を行うものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	2,328,900	—	—	本業務は、建築工事積算業務の合理化・省力化を目的として「営繕積算システムRIBIC」の賃貸借を行うものである。「営繕積算システムRIBIC」は、各府省庁統一基準である「公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)」に基づく積算システムであり、公共建築工事の積算において業務の合理化・効率化の性能を有する唯一の積算システムである。当該法人は「営繕積算システムRIBIC」を開発し著作権・所有権を有しており、システムの賃貸借及びサポートを唯一行っている。以上から、当該法人は本業務を履行できる唯一の機関であり、随意契約を行うものである。	12	
平成23年度本社自家用電気工作物点検業務	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月28日	(株)ビル代行 (東京都中央区新富)	電源設備の点検においては、水資源機構本社が入居しているLAタワー管理事務所よりビル電気設備の一元管理のため左記業者と契約する旨の要請があり、随意契約を行うものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	998,550	—	—	電源設備の点検においては、水資源機構本社が入居しているLAタワー管理事務所よりビル電気設備の一元管理のため左記業者と契約する旨の要請があり、随意契約を行うものである。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	独立行政法人都市再生機構 (神奈川県横浜市)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	2,823,600	—	—	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	(有)J. P. C. (埼玉県さいたま市大宮区)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	881,999	—	—	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	(株)増淵組 (栃木県宇都宮市)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	3,228,000	—	—	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	(株)ハウスメイトパートナーズ (東京都豊島区)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,216,800	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	大東建託(株) (東京都港区)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,896,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	(株)埼玉丸山工務所 (埼玉県さいたま市大宮区)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,985,200	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	アクロ企画(有) (埼玉県さいたま市北区)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,661,600	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	ウオーク(株) (茨城県つくば市)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	912,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,351,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	972,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,168,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	984,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,060,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	996,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,188,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,172,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

北総東部用水取水施設管理業務	分任契約職 千葉用水総合管理 所長 吉岡 敏幸 (千葉県 八千代市村上)	平成23年4月1日	北総東部土地改良区 (千葉県香取市大角)	当該土地改良区は、長年にわたり県管級水路から末端支線水路までの管理を行っており、取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間及びファームボンド間の取水量調整に対応した用水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	38,461,500	-	-	当該土地改良区は、長年にわたり県管級水路から末端支線水路までの管理を行っており、取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間及びファームボンド間の取水量調整に対応した用水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができる唯一の者であるため。	12	
成田用水取水施設管理業務	分任契約職 千葉用水総合管理 所長 吉岡 敏幸 (千葉県 八千代市村上)	平成23年4月1日	成田用水土地改良区 (千葉県成田市寺台)	当該土地改良区は、長年にわたり県管級水路から末端支線水路までの管理を行っており、取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間及びファームボンド間の取水量調整に対応した用水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができる唯一の者であるため。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	33,978,000	-	-	当該土地改良区は、長年にわたり県管級水路から末端支線水路までの管理を行っており、取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間及びファームボンド間の取水量調整に対応した用水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施することができる唯一の者であるため。	12	
成田用水施設の特別管理に関する業務	分任契約職 千葉用水総合管理 所長 吉岡 敏幸 (千葉県 八千代市村上)	平成23年4月1日	千葉県 (千葉県千葉市中央区)	千葉県は、成田国際空港関連施設の一環として対象施設の状況を詳細に把握しており、機構直轄管理施設、千葉県委託管理施設及び千葉県造成施設の全体警備を一体的・一元的に実施することにより、警備会社への指示等を迅速に行うことができること、千葉県管理施設と総合的に情報共有がなされ、同一レベルで一元的に警備ができ、的確な判断、機敏かつ迅速な対応が可能である唯一の者であるため。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,614,225	-	-	千葉県は、成田国際空港関連施設の一環として対象施設の状況を詳細に把握しており、機構直轄管理施設、千葉県委託管理施設及び千葉県造成施設の全体警備を一体的・一元的に実施することにより、警備会社への指示等を迅速に行うことができること、千葉県管理施設と総合的に情報共有がなされ、同一レベルで一元的に警備ができ、的確な判断、機敏かつ迅速な対応が可能である唯一の者であるため。	4	
末田須賀堰監視等業務	分任契約職 利根導水総合事業 所長 伊藤 保裕 (埼玉県 行田市大字須加)	平成23年4月1日	元荒川土地改良区 (埼玉県さいたま市岩槻区)	本業務は、末田須賀堰の効率的な管理を図るため、堰の監視、施設巡視及び機構からの指示に基づく堰操作を実施するものである。本業務の実施にあたっては、需要変動や気候状況あるいは急な出水に対応した堰操作、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,972,000	-	-	本業務は、末田須賀堰の効率的な管理を図るため、堰の監視、施設巡視及び機構からの指示に基づく堰操作を実施するものである。本業務の実施にあたっては、需要変動や気候状況あるいは急な出水に対応した堰操作、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者である。	12	

見沼代用水路等分水口・調節堰操作業務	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	見沼代用土地改良区 (埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲)	本業務は、見沼代用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調節堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	22,743,000	-	-	本業務は、見沼代用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調節堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者である。	12	
埼玉用水路分水口管理業務(羽生領地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	羽生領島中領用排水路土地改良区 (埼玉県羽生市上羽生)	本業務は、埼玉用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調節堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,820,000	-	-	本業務は、埼玉用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調節堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者である。	12	
邑楽用水路分水口管理業務(邑楽地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	邑楽土地改良区 (群馬県邑楽郡板倉町)	本業務は、邑楽用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調節堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,740,500	-	-	本業務は、邑楽用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調節堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者である。	12	

邑楽用水路分水口管理業務(利根加地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	利根加用水土地改良区 (群馬県邑楽郡千代田町)	本業務は、邑楽用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調整堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,610,000	-	-	本業務は、邑楽用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調整堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。	12	
邑楽用水路分水口管理業務(北川辺地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	埼玉県北川辺領土地改良区 (埼玉県加須市伊賀袋)	本業務は、見沼代用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調節堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,260,000	-	-	本業務は、見沼代用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調節堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。	12	
借上宿舍賃貸借料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	田口不動産(株) (埼玉県行田市壺里山町)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,574,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
借上宿舍賃貸借料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	918,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
借上宿舍賃貸借料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	880,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
武蔵水路改築建設所敷地の賃貸借	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	個人	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,838,660	-	-	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。	5	
武蔵水路改築建設所敷地の賃貸借	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	個人	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,511,100	-	-	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。	5	

武蔵水路改築建設所敷地の賃貸借	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年4月1日	個人	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,283,400	-	-	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。	5	
土地等賃貸借(栗野庁舎)	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成23年4月1日	鹿沼市長 (栃木県鹿沼市)	本契約は事務所建物及び土地の賃貸借契約を締結するものである。本物件は鹿沼市が所有している旧栗野町役場の跡地であり、本契約者以外との契約は出来ない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,840,193	-	-	事務所建物及び土地の賃貸借契約を締結するものである。本物件は鹿沼市が所有している旧栗野町役場の跡地であり、本契約者以外との契約は出来ない。	5	
土地賃貸借(職員宿舍敷地)	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍用地の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,165,980	-	-	入居中宿舍用地の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
土地賃貸借(寮敷地)	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成23年4月1日	(有)井上商事 (栃木県宇都宮市)	入居中宿舍用地の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,805,364	-	-	入居中宿舍用地の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
借上宿舍賃貸借	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成23年4月1日	(有)井上商事 (栃木県宇都宮市)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,330,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
借上宿舍賃貸借	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成23年4月1日	大和リビング(株)北関東支店宇都宮営業所 (栃木県宇都宮市)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,051,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
平成23年度霞ヶ浦資料館維持管理等契約	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年4月1日	行方市 (茨城県行方市麻生)	平成8年12月19日付け「霞ヶ浦資料館の維持管理に関する協定書」に基づき、行方市と委託契約を行うもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	23,110,000	-	-	平成8年12月19日付け「霞ヶ浦資料館の維持管理に関する協定書」に基づき、行方市と委託契約を行うもの。	4	
南椎尾調整池管理業務	分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 高野 寿雄 (茨城県かすみがうら市牛渡)	平成23年4月1日	霞ヶ浦用水土地改良区 (茨城県下妻市)	南椎尾調整池の管理について、「南椎尾調整池の管理に関する協定書」に基づき、委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,817,150	-	-	南椎尾調整池の管理について、「南椎尾調整池の管理に関する協定書」に基づき、委託するものである。	12	
平成23年度木曾川水系ダム群の統合管理業務	契約職 中部支社長 曾我 美一 (愛知県名古屋市中区)	平成23年4月1日	国土交通省中部地方整備局 (愛知県名古屋市中区)	木曾川水系ダム群の統合管理を行うために必要な操作に係る指示及び当該指示に係る業務を行うものであり、「木曾川水系ダム群の統合管理に関する細目協定書」に基づき、中部地方整備局と委託契約を行うものである。中部地方整備局は、木曾川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	72,304,450	-	-	木曾川水系ダム群の統合管理を行うために必要な操作に係る指示及び当該指示に係る業務を行うものであり、「木曾川水系ダム群の統合管理に関する細目協定書」に基づき、中部地方整備局と委託契約を行うものである。中部地方整備局は、木曾川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織である。	1	
平成23年度庁舎敷地の借地料	契約職 中部支社長 曾我 美一 (愛知県名古屋市中区)	平成23年4月1日	国 契約担当官 東海財務局 (愛知県名古屋市中区)	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	11,433,220	-	-	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。	1	
平成23年度木曾川水系ダム群統合管理事務所敷地使用料	契約職 中部支社長 曾我 美一 (愛知県名古屋市中区)	平成23年4月1日	国土交通省中部地方整備局 (愛知県名古屋市中区)	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,912,424	-	-	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。	1	

入鹿連絡水路操作等業務	分任契約職 愛知用水総合管理所長 小酒井 徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成23年4月1日	入鹿用水土地改良区 (愛知県犬山市字篠平)	入鹿連絡水路は、入鹿用水土地改良区管理の入鹿支線水路施設の一部を共有していることから、当該土地改良区の操作室から遠方操作・遠方監視を行う必要がある。また、当該土地改良区は、各圃場の地域特性に応じた操作体制や密な連絡体制を構築して配水調整等を公平かつ円滑に行うことができ、支線水路の水源である入鹿池の水運用を適切かつ効率的に実施できる唯一の者であるため(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,184,500	-	-	入鹿連絡水路は、入鹿用水土地改良区管理の入鹿支線水路施設の一部を共有していることから、当該土地改良区の操作室から遠方操作・遠方監視を行う必要がある。また、当該土地改良区は、各圃場の地域特性に応じた操作体制や密な連絡体制を構築して配水調整等を公平かつ円滑に行うことができ、支線水路の水源である入鹿池の水運用を適切かつ効率的に実施できる唯一の者であるため	12	
平成23年度揚水機場管理等業務	分任契約職 愛知用水総合管理所長 小酒井 徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成23年4月27日	愛知用水土地改良区 (愛知県大府市中央町)	安定した農業用水供給のためには、常に各圃場の生育状況などを把握し、日々の天候や降雨状況を考慮したうえで、幹線水路水位等を見ながら迅速かつ適正な揚水機場を運転操作等を行う必要がある。また、急な降雨や水質事故等による受益農家への連絡調整や農家間の水利調整、苦情対応等を公平かつ円滑に対応できる能力を有している唯一の者であるため(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,315,500	-	-	安定した農業用水供給のためには、常に各圃場の生育状況などを把握し、日々の天候や降雨状況を考慮したうえで、幹線水路水位等を見ながら迅速かつ適正な揚水機場を運転操作等を行う必要がある。また、急な降雨や水質事故等による受益農家への連絡調整や農家間の水利調整、苦情対応等を公平かつ円滑に対応できる能力を有している唯一の者であるため	12	
職員宿舍借上料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 小酒井 徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成23年4月1日	(株)ニッソー 知多営業所 (愛知県半田市泉町)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	816,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 小酒井 徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成23年4月1日	(株)リッチライフ丸豊半田事務所 (愛知県半田市花園町)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	807,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	(株)コーシン (愛知県豊橋市中橋良町)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,888,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,740,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	中部ガス不動産(株) (愛知県豊橋市広小路)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,850,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	積和不動産中部(株) (愛知県豊橋市神明町)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,971,325	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,376,600	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	大和リビング(株)名古屋支店 (愛知県名古屋市中区)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	33,978,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,476,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,872,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	大東建物管理(株) (東京都港区港南)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,298,800	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,707,600	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	912,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	(株)羽博園 (愛知県豊橋市東岩田)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	900,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	愛知東農業協同組合 (愛知県新城市平井)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	845,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	963,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	961,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	大東建物管理(株) (東京都港区港南)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,404,800	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
豊川用水二期事業豊橋支所現場事務所賃貸借	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	(株)オービス名古屋営業所 (愛知県名古屋市中区志賀本通)	前年度実績により契約することが有利であり、また継続して契約する必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,348,200	-	-	前年度実績により契約することが有利であり、また継続して契約する必要があるため。	5	
宿舍用地借地	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍用地の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	10,416,360	-	-	入居中宿舍用地の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
事務所用地借地	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,317,580	-	-	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。	5	

宿舎用地借地	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舎用地の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	835,704	-	-	入居中宿舎用地の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
平成23年度筏川西岸木曾岬用水路附帯揚水機場運転業務委託	分任契約職 木曾川用水総合管理所長 小川 亘 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	平成23年4月1日	木曾岬町土地改良区 (三重県桑名郡木曾岬町)	木曾岬揚水機場施設の管理については、当該機場から下流の配水管理を実施している木曾岬町土地改良区と委託協定書を締結し、管理開始の昭和58年4月1日より同改良区に管理委託している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,263,500	-	-	木曾岬揚水機場施設の管理については、当該機場から下流の配水管理を実施している木曾岬町土地改良区と委託協定書を締結し、管理開始の昭和58年4月1日より同改良区に管理委託している。	12	
平成23年度三重用水施設(用水路)管理等業務	分任契約職 三重用水管理所長 米崎 文雄 (三重県三重郡菟野町大字菟野)	平成23年4月1日	三重用水土地改良区 (三重県四日市市平尾町)	本業務にあたっては、管理委託されている支線水路操作と一体的に管理を行うことにより水利的にも需要供給型となることから、受益地の需要計画、三重用水施設の位置関係や各施設の操作方法を熟知している必要がある。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,678,400	-	-	本業務にあたっては、管理委託されている支線水路操作と一体的に管理を行うことにより水利的にも需要供給型となることから、受益地の需要計画、三重用水施設の位置関係や各施設の操作方法を熟知している必要がある。	12	
平成23年度琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センター管理運営業務	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成23年4月1日	(財)琵琶湖・淀川水質保全機構 (大阪府大阪市中央区)	平成19年3月30日付けで締結された琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センターの共用施設管理等の細部運営に関する覚書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,962,000	-	-	平成19年3月30日付けで締結された琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センターの共用施設管理等の細部運営に関する覚書に基づく受委託契約であるため	12	
平成23年度淀川大堰等施設維持管理業務	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成23年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	平成16年4月1日付けで締結された淀川大堰等の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	79,874,550	-	-	平成16年4月1日付けで締結された淀川大堰等の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため	1	
平成23年度城ヶ森山レーダ雨量計管理業務	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成23年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	平成4年11月17日付けで締結された城ヶ森山レーダ雨量計の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,827,120	-	-	平成4年11月17日付けで締結された城ヶ森山レーダ雨量計の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため	1	
事務所借料、共益費及び駐車場借上料	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成23年4月1日	(株)セイワビジネス (大阪府大阪市中央区)	本契約は、淀川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる関西支社の事務所として、平成17年6月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	35,558,232	-	-	本契約は、淀川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる関西支社の事務所として、平成17年6月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない	5	
平成23年度淀川ダム統合管理業務	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成23年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	平成11年3月31日付けで締結された淀川ダム郡の統合管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	165,412,200	-	-	平成11年3月31日付けで締結された淀川ダム郡の統合管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため	1	
平成23年度深山雨量レーダ管理業務	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成23年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	昭和57年7月2日付けで締結された深山雨量レーダの管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	13,803,930	-	-	昭和57年7月2日付けで締結された深山雨量レーダの管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため	1	
瀬田川洗堰の改築により生じた施設の管理業務	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 佐々木 弘二 (滋賀県大津市堅田)	平成23年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	近畿地方整備局との間に締結した「瀬田川洗堰の改築により生じた施設の管理業務委託に関する協定」に基づき、瀬田川洗堰本堰を管理し、瀬田川洗堰バイパス水路の操作と一体的に管理運用ができる唯一の者である当該者に委託する。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	138,125,400	-	-	近畿地方整備局との間に締結した「瀬田川洗堰の改築により生じた施設の管理業務委託に関する協定」に基づき、瀬田川洗堰本堰を管理し、瀬田川洗堰バイパス水路の操作と一体的に管理運用ができる唯一の者である当該者に委託する。	1	



平成23年度吉野川ダム統合管理業務	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成23年4月1日	国土交通省四国地方整備局 (香川県高松市サンポート)	「吉野川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、吉野川水系ダム群の統合的な管理に必要な吉野川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を四国地方整備局に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	270,067,000	-	-	「吉野川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、吉野川水系ダム群の統合的な管理に必要な吉野川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を四国地方整備局に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織である。	1	
事務所外賃借料及び屋上使用料	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成23年4月1日	日生開発(株) (香川県高松市朝日町)	本契約は、吉野川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる吉野川局の事務所として、平成9年2月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	27,263,880	-	-	本契約は、吉野川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる吉野川局の事務所として、平成9年2月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成23年4月1日	岡本海運(有) (香川県小豆郡小豆島町)	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,016,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成23年4月1日	個人	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,140,000	-	-	入居中宿舍の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
霞ヶ浦湖岸堤応急対策工事(その2) (茨城県銚田市地先 霞ヶ浦周辺) 平成23年3月18日～平成23年7月15日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年5月30日	(株)朝日工務店 (茨城県銚田市安房)	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	19,960,500	18,553,500	93.0%	-	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。	13	
霞ヶ浦湖岸堤応急対策工事(その3) (茨城県銚田市地先 霞ヶ浦周辺) 平成23年3月18日～平成23年7月15日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年5月30日	藤枝建設(株) (茨城県銚田市札)	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	19,671,750	18,138,750	92.2%	-	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。	13	
霞ヶ浦湖岸堤応急対策工事(その5) (茨城県銚田市、行方市地先 霞ヶ浦周辺) 平成23年3月18日～平成23年7月15日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年5月30日	樋口土木(株) (茨城県稲敷郡阿見町)	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	114,870,000	112,738,500	98.1%	-	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。	13	
霞ヶ浦湖岸堤応急対策工事(その6) (茨城県銚田市、かすみがうら地先 霞ヶ浦周辺) 平成23年3月18日～平成23年7月15日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年5月30日	(株)伊東建設 (茨城県銚田市串挽)	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	80,717,700	80,194,800	99.4%	-	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。	13	
霞ヶ浦湖岸堤応急対策工事(その7) (茨城県稲敷市、かすみがうら地先 霞ヶ浦周辺) 平成23年3月18日～平成23年7月15日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年5月30日	キムラ工業(株) (茨城県牛久市中央)	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	24,185,700	23,274,300	96.2%	-	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。	13	

湖西用水地区設計施工支援業務 (静岡県湖西市) 平成23年5月26日～平成24年3月23日 設計業務	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成23年5月26日	湖西用水土地改良区 (静岡県湖西市)	湖西用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を湖西用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会や、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、同改良区が当該業務を実施できる唯一の団体である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	2,551,200	2,520,000	98.8%	—	湖西用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を湖西用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会や、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、同改良区が当該業務を実施できる唯一の団体である。	12	
新宮ダム洪水放流設備2号戸当り応急復旧工事 (愛媛県四国中央市新宮町馬立地内 新宮ダム) 平成23年4月5日～平成23年5月30日 機械設備工事	分任契約職 池田総合管理所長 左近 重信 (徳島県三好市池田町)	平成23年5月17日	三共エンジニアリング(株) (愛媛県四国中央市中之庄町)	洪水放流設備2号ゲートの側部戸当り金物と扉体の干渉痕が発見された。この干渉を放置するとゲートの動作に影響を及ぼし、動作不可能な状況となる恐れがあるため、洪水期前に応急復旧工事を可及的速やかに実施する必要がある。当該業者は昨年度同形式設備を施工した新宮ダム洪水放流設備1号戸当り応急復旧工事の請負者であることから、当該設備の戸当りの状況、戸当り切削工事を熟知しており、速やかに適切な施工ができるものと判断した。なお、当該業者は、災害時における応急対策業務に関する協定を池田総合管理所長と締結している業者である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項三号)	6,363,000	5,880,000	92.4%	—	洪水放流設備2号ゲートの側部戸当り金物と扉体の干渉痕が発見された。この干渉を放置するとゲートの動作に影響を及ぼし、動作不可能な状況となる恐れがあるため、洪水期前に応急復旧工事を可及的速やかに実施する必要がある。当該業者は昨年度同形式設備を施工した新宮ダム洪水放流設備1号戸当り応急復旧工事の請負者であることから、当該設備の戸当りの状況、戸当り切削工事を熟知しており、速やかに適切な施工ができるものと判断した。なお、当該業者は、災害時における応急対策業務に関する協定を池田総合管理所長と締結している業者である。	13	
荒川連絡水路水理検討業務 (埼玉県久喜市菖蒲町上大崎) 平成23年4月5日～平成23年6月30日 設計業務	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年6月20日	(株)日本水工コンサルタント (埼玉県さいたま市浦和区)	計画停電に伴い、通水不能となる荒川連絡水路について、既存施設による所要水量確保の検討を緊急に実施するものである。業務の実施にあたっては、幹線水路の水利用の実態及び水理諸元に精通していることが求められることから、平成21年度に幹線水路不等流計算業務を実施した実績があり、業務実施の要件を満たしている当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	1,785,000	1,575,000	88.2%	—	計画停電に伴い、通水不能となる荒川連絡水路について、既存施設による所要水量確保の検討を緊急に実施するものである。業務の実施にあたっては、幹線水路の水利用の実態及び水理諸元に精通していることが求められることから、平成21年度に幹線水路不等流計算業務を実施した実績があり、業務実施の要件を満たしている当該業者と契約を締結した。	13	
河口堰護岸応急対策工事 (千葉県香取郡東庄町大字新宿及び茨城県神栖市太地先) 平成23年4月7日～平成23年6月30日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年6月28日	三国屋建設(株) (茨城県神栖市知手中央)	東日本大震災により被害を受けた利根川河口堰低水護岸の浸食防止を図るため復旧工事をする必要があったため近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	7,938,000	7,665,000	96.6%	—	東日本大震災により被害を受けた利根川河口堰低水護岸の浸食防止を図るため復旧工事をする必要があったため近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。	13	
河口堰調節門1号傾斜計復旧工事 (千葉県香取郡東庄町新宿地先外) 平成23年5月12日～平成23年6月30日 機械設備工事	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年6月30日	三菱重工鉄構エンジニアリング(株) (神奈川県横浜西区)	東日本大震災により被害を受けた利根川河口堰低水護岸の浸食防止を図るため復旧工事を必要があったため近隣業者より本工事に対応可能な業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,108,000	3,045,000	98.0%	—	東日本大震災により被害を受けた利根川河口堰低水護岸の浸食防止を図るため復旧工事を必要があったため近隣業者より本工事に対応可能な業者と契約を締結した。	13	
千葉用水土質調査業務 (千葉県成田市四谷) 平成23年4月11日～平成23年6月15日 地質・土質調査	分任契約職 千葉用水総合管理所長 吉岡 敏幸 (千葉県八千代市村上)	平成23年6月15日	中央開発(株)関東支店 (埼玉県川口市西青木)	調節門1号が傾斜計異常により機能停止した。当該設備は常時運転する設備であり早急な対策を必要とすることから、当該設備に精通している納入業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第二号)	7,749,000	7,623,000	98.4%	—	調節門1号が傾斜計異常により機能停止した。当該設備は常時運転する設備であり早急な対策を必要とすることから、当該設備に精通している納入業者と契約を締結した。	12	

成田用水管水路応急復旧工事 (千葉県成田市西大須賀外) 平成23年3月15日～平成23年7月1日 土木一式工事	分任契約職 千葉用水総合管理 所長 吉岡 敏幸 (千葉県八千代市村上)	平成23年6月29日	萩原土建(株) (千葉県山武郡芝山町)	東日本大震災の影響により、成田用水管水路から漏水が発生し、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,475,500	2,772,000	79.8%	—	東日本大震災の影響により、成田用水管水路から漏水が発生し、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。	13	
千葉用水災害復旧計画書作成業務 (千葉県八千代市村上) 平成23年4月11日～平成23年6月15日 現場技術業務	分任契約職 千葉用水総合管理 所長 吉岡 敏幸 (千葉県八千代市村上)	平成23年6月15日	NTCコンサルタンツ(株)東京支社 (東京都新宿区四谷)	東日本大震災により被災した千葉用水所管施設について、災害復旧工事計画書の作成を行うものであり、緊急を要するため、施行実績を有し千葉用水の構造、地理的環境を熟知している当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	9,292,500	9,240,000	99.4%	—	東日本大震災により被災した千葉用水所管施設について、災害復旧工事計画書の作成を行うものであり、緊急を要するため、施行実績を有し千葉用水の構造、地理的環境を熟知している当該業者と契約を締結した。	13	
霞ヶ浦用水用地補償業務 (茨城県かすみがうら市牛渡) 平成23年4月4日～平成23年6月30日 用地補償業務	分任契約職 霞ヶ浦用水管理 所長 高野 寿雄 (茨城県かすみがうら市牛渡)	平成23年6月8日	(株)ランド・コンサルタント 関東支社 (東京都豊島区駒込)	東日本大震災により被災した送水路施設等について、災害復旧に向けた関係地権者等に関する調査作成、調整及び立会等の用地業務を行うものであり、緊急を要するため、機構の施行実績を有し補償業務に精通している当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	9,292,500	8,715,000	93.8%	—	東日本大震災により被災した送水路施設等について、災害復旧に向けた関係地権者等に関する調査作成、調整及び立会等の用地業務を行うものであり、緊急を要するため、機構の施行実績を有し補償業務に精通している当該業者と契約を締結した。	13	
早崎下八木排水機場外緊急修理 (滋賀県長浜市下八木町地内) 平成23年5月11日～平成23年7月20日 機械設備工事	分任契約職 琵琶湖開発総合 管理所長 佐々木 弘二 (滋賀県大津市堅田)	平成23年6月15日	新菱工業(株) (兵庫県神戸市中央区)	平成23年5月10日の洪水対応において各排水機場ポンプ設備を稼働した結果、早崎、野田及び針江の各排水機場ポンプ設備に不具合が発生し洪水対応に支障をきたした。当該機場ポンプ設備の機能が低下した状態は地域住民の人命や財産を脅かす重大な事態となる可能性があるため、緊急対応により早期機能回復を行う必要があり、過去に実施した当該各機場ポンプ設備の整備工事の請負業者であり、当該機場ポンプ設備内容を熟知し、早期機能回復が可能である当該業者と随意契約を行った。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,893,000	4,851,000	99.1%	—	平成23年5月10日の洪水対応において各排水機場ポンプ設備を稼働した結果、早崎、野田及び針江の各排水機場ポンプ設備に不具合が発生し洪水対応に支障をきたした。当該機場ポンプ設備の機能が低下した状態は地域住民の人命や財産を脅かす重大な事態となる可能性があるため、緊急対応により早期機能回復を行う必要があり、過去に実施した当該各機場ポンプ設備の整備工事の請負業者であり、当該機場ポンプ設備内容を熟知し、早期機能回復が可能である当該業者と随意契約を行った。	4	
平成23年度豊川用水二期事業石綿管除去対策に係る業務 (静岡県湖西市白須賀) 平成23年6月1日～平成24年3月31日 土木一式工事	契約職 中部支社長 曾我 美一 (愛知県名古屋市中区)	平成23年6月1日	静岡県 (静岡県静岡市葵区)	静岡県との間で締結した「豊川用水二期石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき関連事業主体である静岡県に委託して施行する。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)	140,000,000	140,000,000	100.0%	—	静岡県との間で締結した「豊川用水二期石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき関連事業主体である静岡県に委託して施行する。	4	
長良川河口堰の更なる弾力的運用に伴う上下流域の流動及び水質解析 (三重県桑名市長島町) 平成23年7月1日～平成25年3月31日 設計業務	分任契約職 長良川河口堰管理 所長 村尾 浩太 (三重県桑名市長島町)	平成23年6月30日	中部大学 (愛知県春日井市松本町)	長良川河口堰のゲート操作の影響や、長良川河口堰の更なる弾力的運用に伴う堰上下流域の流動、水質変化の解析を、シミュレーションモデルにより検証を行うものでありシミュレーションモデルによる解析手法を確立している者に委託することが適切である。当該委託契約者は、シミュレーションモデルによる河口堰上下流域の水理・水質解析手法を確立させており、当該委託契約者が所有するシミュレーションモデルを修正することで本業務における解析に適用でき、迅速かつ高い精度で実施することができる。河口堰運用の影響、密度流、水質の変化も考慮したシミュレーションモデルによるフラッシュ操作の検証等を学術的観点からも検証しながら、今年度夏季の弾力的運用の実施時期に併せ、迅速かつ段階的に実施出来るのは当該委託契約者のみである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	5,071,500	5,040,000	99.4%	—	長良川河口堰のゲート操作の影響や、長良川河口堰の更なる弾力的運用に伴う堰上下流域の流動、水質変化の解析を、シミュレーションモデルにより検証を行うものでありシミュレーションモデルによる解析手法を確立している者に委託することが適切である。当該委託契約者は、シミュレーションモデルによる河口堰上下流域の水理・水質解析手法を確立させており、当該委託契約者が所有するシミュレーションモデルを修正することで本業務における解析に適用でき、迅速かつ高い精度で実施することができる。河口堰運用の影響、密度流、水質の変化も考慮したシミュレーションモデルによるフラッシュ操作の検証等を学術的観点からも検証しながら、今年度夏季の弾力的運用の実施時期に併せ、迅速かつ段階的に実施出来るのは当該委託契約者のみである。	12	

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

## 随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12